

【はじめに】

以下の表では、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下、フロン排出抑制法)」に基づく義務のうち、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第二十五号)」等の施行(2020年4月1日)により、変更となる主な法律の改正部分を示しています。

注)以下の表はあくまで主な改正点であり、改正点のすべてではないほか、改正以前からの義務等もあることから、詳細については下記の環境省HP等にある各種資料をご参照ください。

- ・<http://www.env.go.jp/earth/earth/24.html>
- ・<https://www.env.go.jp/earth/furon/>

| 法律(条) | 省令等 | キーポイント | 主な対象者 | 解説 |
|----------|------------------|---------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第41条 | 施行規則 第27の2第2項 | フロン類が充填されていないことの確認・ 確認証明書の新設 | 第一種特定製品廃棄等実施者 第一種フロン類充填回収業者 | 廃棄する機器にフロン類が充填されていないことについて、充填回収業者が法定の回収基準に準じて確認を行い、確認された場合には確認証明書が廃棄等実施者に交付されます。 ただし、安易に充填されていないと判断して確認の依頼をするのではなく、基本的にはフロン類の回収を依頼してください。 |
| 第42第1項 | 解体省令 第3条 | 事前確認書(写し)の保存義務の新設 | 特定解体工事元請業者 | 解体工事の元請けの方は、事前確認書(写し)を3年間保存しなくてはいけません。 ※旧法では保存義務は有りませんでした。 |
| 第42条第3項 | 解体省令 第3条 | 事前確認書(原本)の保存義務の新設 | 特定解体工事発注者 | 解体工事を発注した方は、事前確認書(原本)を3年間保存しなくてはいけません。 ※旧法では保存義務は有りませんでした。 |
| 第45条第2項 | 施行規則 第44条 | 引取証明書(原本)の送付先と写しの交付先の変更 | 第一種フロン類充填回収業者 | 引渡受託者(委託確認書等でフロン回収を委託された者)を通じてフロンを引き取った充填回収業者の方は、引取証明書の原本を廃棄等実施者に、写しを引渡受託者に送付又は交付しなければいけません。 ※旧法では原本を引渡受託者に交付し、写しを廃棄等実施者に送付するという規定でした。 |
| 第45の2第1項 | 施行規則 第48条の2 | 機器廃棄時の引取証明書(写し)の交付義務の新設 | 第一種特定製品廃棄等実施者 | 廃棄等実施者は、機器の廃棄の際には機器を引き渡す際に引取証明書の写しを引取等実施者に渡さなくてはなりません。 |
| 第45の2第1項 | 施行規則 第48条の3 | 機器廃棄時の引取証明書(写し)の交付義務の例外 | 第一種特定製品廃棄等実施者、第一種特定製品引取等実施者 | 充填回収業者である引取等実施者に、機器の引渡しとともに回取証明書を交付する場合は、フロン未回収であっても機器を引き渡すことができます。 また、廃棄等実施者が引取等実施者に委託確認書を交付し、引取等実施者に対してフロンの引渡し(充填回収業者への依頼)の委託をする場合は、フロン未回収の場合であっても、機器を引き渡すことができます。 |
| 第45の2第2項 | 施行規則 第48条の4 | 機器引取再委託の際の引取証明書(写し)の回付義務の新設 | 第一種特定製品引取等実施者 | 引取等実施者は、機器の処分を他の人に再委託し、または機器の譲渡をする場合には、引取証明書の写しを再委託先又は譲渡先に回付しなければいけません。 |

| | | | | |
|--------------------------------------------------|----------------|------------------------|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第45の2第3項 | 施行規則 第48条の5 | 引取証明書(写し)の保存義務の新設 | 第一種特定製品引取等実施者 | 引取等実施者は、交付又は回付された引取証明書の写しを、3年間又は処分の再委託若しくは譲渡のため引取証明書の写しを回付するまでの期間のいずれか短い期間保存しなければなりません。 |
| 第45の2第4項 | | フロン類が残っている機器の引取制限規定の新設 | 第一種特定製品引取等実施者 | 引取証明書の写しが交付又は回付される等、フロン類が大気中に放出されるおそれがない一定の場合を除き、機器を引き取ることはできません。 |
| 第45の2第4項 | 施行規則 第48条の6 | フロン類が残っている機器の引取制限の例外 | 第一種特定製品引取等実施者 | 充填回収業者である引取等実施者は、回収依頼書を交付される又は委託確認書を回付される場合は機器の引取りができます。フロン未回収の場合であっても、委託確認書を交付された場合には機器の引取りができます。 |
| 第104条、105条 | | 直接罰規定の新設 | 第一種特定製品廃棄等実施者 第一種特定製品引取等実施者 | フロン類の引渡義務(法第41条)違反、第一種特定製品の引取制限(法第45の2第4項)違反、機器廃棄時に交付・保存等が義務付けられている書面(法第43条、第45条及び第45条の2)の不交付、不保存、虚偽記載等への直接罰規定が新設されました。 ※フロン類の引渡義務違反や書面の交付・保存等の義務違反に対しては、これまでには都道府県知事からの勧告等や命令を経て、命令へ従わないことを罰する間接罰規定でしたが、これに加え直接罰規定も追加されました。 |
| 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項 (平成26年経産省・環境省告示第13号) | 点検記録簿の保存期間の延長 | 第一種特定製品の管理者 | 点検記録簿を機器を廃棄してから3年間保存しなくてはいけません。 (旧法は、機器の廃棄のタイミングで廃棄可でした。) | |

注)施行規則:フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成二十六年経済産業省・環境省令第七号)

解体省令:特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面の記載事項等に関する省令(平成十八年十二月十八日経済産業省・国土交通省・環境省令第三号)